

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oon/>

### 最終口頭弁論（結審）9月2日に決定

#### 結審日の行動に参加を

暑いが続いていますが、皆さんにはお変わりありませんか。原告の仲間の中にも暑さで倒れた人もいます。お互いに暑さに負けぬよう心がけこの夏を元気で過ごしたいと思います。さて、私たちの裁判の最終口頭弁論（結審）が9月2日と決まりました。提訴（2007年12月）してから5年9ヶ月になりますが、この間裁判の傍聴をはじめ、さまざまな行動に協力していただいた皆さんに、心よりお礼を申し上げます。この裁判で私たちが目指しているものは、違法状態にある爆音被害に対する「損害賠償請求」と爆音そのものを軽減させるとする「飛行差し止め請求」の二つの課題です。9月2日の最終口頭弁論では、原告弁護団は総出で、この二つの問題を中心に法廷の場で最後の弁論を行うこととなります。また原告も数名の代表が意見陳述を行う予定です。当日は、300名規模の原告・支援者を集めデモ行進と裁判所前で決起集会を行い、裁判勝利にむけ世論に大きくアピールする行動を起こします。第四次訴訟の大きな節目の行動です、ぜひ結審日の行動を成功させましょう。ご都合の許せる方は積極的に参加してください。

#### 結審に向けて振り返る（まとめ）

弁護士 石黒 康 仁



7月8日に開催された口頭弁論後の進行協議で9月2日結審が決まった。被告国は原告ら住民の所在確認に時間を要するとして続行を申し立てていたが、裁判所は弁護団の意向をくみ予定通りの結審となった。この間、弁護団では結審日に陳述する最終準備書面の作成に向けて担当者を決め、弁護団又はチーム会議を頻りに開いて準備を行ってきた。

4次訴訟は、民事訴訟による損害賠償と差止の各請求、行政訴訟による差止請求ということで訴訟手続的には民事と行政が並行して審理されて来ており、したがって最終準備書面も2本立てとなる。それぞれ争点を中心とした大まかな項目（実際の目次とは異なる）及び担当者は別欄のとおりである。

#### 4次訴訟の大きな争点は次のとおりである。

(1) 何よりも一番の眼目である飛行差止が認められるかどうかである。

3次訴訟では早期解決を目指して損害賠償一本に絞って請求をたてたが、やはり原告ら住民の確たる願いは「平和で静かな空を返せ」であり、そのためには飛行差止を求めるしかない。

厚木1次訴訟最高裁判決では、自衛隊機の差止請求について「その運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務づけるもの」で、周辺住民に対する公権力の行使にあたるとして、「行政訴訟としてどのような要件の下に、どのような請求をすることができるかはともかくとして」、民事上の差止請求は不合法だと判示されているが、これを受けて、前述のとおり民事と行政の両面から請求をたてて被告国の逃げ道を塞ごうとした訳である。しかしながら行政訴訟による場合でも、「公権力の行使」、「原告適格」、「重大な損害を生じるおそれ」といった訴訟要件をクリアしなければならず、両訴訟を提起したからといって、どちらかで当然に救済されるというわけでもない。

(2) このような差止を認めさせるためにも侵害行為の状況と被害の実態をより明らかにする必要があるということである。

航空機騒音の状況を計測した数値で示すとともに、新たに低周波被害を主張立証し、また日常生活における被害だけでなく騒音の健康への影響ということで健康被害を前面に押し立てて、この立証に力を注いだ。

(3) 被告が騒音被害の実態を過小評価するために新たに主張してきた「昼間騒音控除後コンター」に対する反論である。

同コンターは環境庁方式を前提とするものであるが、施設庁方式は単なる政策上の観点から出てきたものではなく、きちんとした

実証データに基づくものであること、W値は多様な住民が日常生活を送る一つの社会環境単位として暴露される航空機騒音を評価したものであって、昼間騒音を控除したW値ないしコンターなるものは理論的にあり得ないことである。

(4) 被告主張の「危険への接近論」に対する反論である。

被告は、危険への接近による免責ないし減額を主張し、転居事情について原告ら本人尋問を申請したりして訴訟遅延、露骨な賠償額減額の動きをみせているが、原告団としては公平の原則、騒音被害についての認識・容認の意味、実際の転居の必要性などから強く反論している。

(5) 防音工事等の周辺対策による違法性の減少、賠償額の減額の主張に対する反論である。防音工事に関しては、原告らの陳述書からも明らかとなり、その効果については強い疑問が呈せられており、また防音工事によるマイナス面も多々認められる。その他の周辺対策も原告らが受ける騒音被害を直接軽減するものとはなっていない。

(6) 将来の損害賠償請求を認めさせることである。

これまでの裁判例は、判決後の騒音被害の減少及び原告らの転居などを理由にこれを認めていない。将来請求の認容は、飛行差止に代わりうる有効な手段であり、限定された期間であっても認容させたいところである。

(7) 米軍機に対する飛行差止の根拠となる厚木基地滑走路等の管理権に関する解釈である。厚木基地の滑走路、管制塔などの主要施設については地位協定2条4項bが適用され、日本国が管理し米軍は一定の合意の範囲で一時使用が許されているにすぎず、この合意の範囲を超える使用については日本国が裁量権を有し、この点から飛行を規制する権限を有しているという主張である。

以上の7点は、主な争点といえるものであって、これ以外にも原告らと被告との間で様々なテーマについて主張、反論が繰り返されてきているが、詳細については完成された最終準備書面を読んでいただきたい。弁護団にとっては、まだまだ「暑い」夏が続いている。

#### 【最終準備書面構想と弁護士の任務分担】

##### ◆民事訴訟

##### 第1 被告による侵害行為と原告らの被害

##### 1 侵害行為

- ①航空機騒音の状況（渡部、新聞、北村理、石渡）
- ②現地進行協議に見られる騒音の実態（北村）
- ③評価基準としてのWECPNLの意味（福田、関守）
- ④低周波の発生（北村）
- ⑤墜落の危険（林戸）

##### 2 被害について

- ①被害総論（関守、安永）
- ②健康被害の評価（関守）
- ③原告らの被害の訴え（戸張）
- ④新聞報道に見られる被害状況（野村）

- 3 権利侵害と違法性
  - ①侵害される権利と被害の重大性（佐賀）
  - ②環境基準値を上回る被害（安永）
  - ③厚木基地の非公共性（中野）

第2 差止訴訟について（佐賀）

- 1 差止訴訟の意義
- 2 差止請求認容のための実体的要件
- 3 各要件の充足性
- 4 騒音被害と差止認容の基準
- 5 差止の機能と必要性
- 6 差止請求の適法性について
- 7 自衛隊機及び米軍機に対する差止の根拠（福田）

第3 損害賠償の必要性

- 1 損害賠償の要件（佐賀）
- 2 損害額の増額の必要性（宇野、石黒）
- 3 地域類型論（北村）
- 4 将来請求の必要性（戸張）
- 5 住宅防音工事（城田、石黒）
- 6 危険への接近（大森）

◆行政訴訟（福田、岡部、関守、安永、常磐）

第1 騒音等の実態

第2 自衛隊機の運航と公権力の行使

- 1 厚木基地一次最高裁判決と自衛隊機の運航についての防衛大臣の権限行使
- 2 自衛隊機運航についての処分
- 3 法定外抗告訴訟
- 4 本件差止め対象たる処分の特定性

第3 米軍機の運航と公権力の行使

- 1 厚木基地と地位協定上の施設・区域の提供関係
- 2 厚木基地滑走路等部分の使用・管理関係
- 3 本件差止め対象としての公権力の行使
- 4 法定外抗告訴訟（予備的主張）

第4 当事者適格

第5 重大な損害を生じるおそれ

- 1 「重大な損害」と被害の捉え方
- 2 原告らに生じている「重大な損害」
  - ①航空機騒音による被害、②身体的被害、③生活妨害、睡眠妨害等

第6 行政処分の違法性

- 1 自衛隊機について
  - ①障害発生防止義務
  - ②防衛大臣の障害発生防止義務違反行為
- 2 米軍機について
  - ①目的外使用の違法性
  - ②障害発生防止義務
  - ③防衛大臣の障害発生防止義務違反行為

第7 当事者訴訟の意義と本件請求の趣旨及び請求原因について

- 1 差止めの訴えと当事者訴訟との関係
- 2 給付訴訟
- 3 確認訴訟



口頭弁論に集結した原告団、横浜公園

7月8日（月） 第25回口頭弁論報告

弁護士 宇野 真由美



平成25年7月8日の口頭弁論についてご報告します。  
この日も多くの原告が傍聴席を埋めてくださり、「結審がもう間もなくではないか」という期待感の強まりを感じました。

1、口頭弁論では

まずこの日に提出された、民事訴訟の準備書面（31）及び行政訴訟の準備書面（22）（現地進行協議等について。両書面とも内容は同じものです）の概要について、原告弁護団の北村弁護士から弁論がありました。

平成25年5月9日の現地進行協議期日には、合計5カ所（引地川公園ゆりの森、国側指定の民家、ちびっこ広場、緑の広場44号、原告宅）を裁判官が回り、実際の爆音を体感しました。期日当日は、手続き開始後わずか30分後に、FA-18 スーパーホーネットが厚木基地滑走路より離陸を開始し、わずか8分間に合計7機のスーパーホーネットが激しい爆音を立てながら飛行しました。（過去2回の現地進行協議期日ではなぜかジェット機の飛行がありませんでした）。裁判官は、手続き開始直後にジェット機の爆音に連続で晒され、日常生活では絶対経験しないような、100dBを超す騒音を体感しました。

また、現地進行協議期日においては、日東紡音響エンジニアリング㈱に依頼して、引地川公園ゆりの森、ちびっこ広場、緑の広場44号、原告宅2カ所の計5カ所で騒音測定を行ったので、その測定結果についての概要を説明しました。原告ら自身もちびっこ広場、原告宅の計2カ所において屋内外で騒音の自主測定を行っていたため、その結果についても概要を述べました。測定回数や最高音等を示したことにより、厚木基地飛行場周辺の騒音状況を改めて数値的に示すことができました。

また、当日は日東紡音響エンジニアリング㈱による、原告宅（2カ所）および緑の広場44号の計3カ所における低周波音の測定も合わせて行ったので、その結果についても述べました。

厚木基地周辺では、主にジェット機から発せられる100dBを超えるような凄まじい爆音のみならず、プロペラ機、ヘリコプターから発生される低周波音によっても、周辺住民が多大な被害を受けていることが示されたといえます。

他方で、現地進行協議期日においては、裁判官にジェット機の爆音を体感してもらったとはいえ、同期日で裁判官が体感した爆音は、現実に日々原告が晒されている爆音のごく一部にしかすぎず、また、その後も騒音状況は変わっていません。

その点について、北村弁護士より改めて裁判所に念を押して伝えられました。

最後に、原告弁護団の佐賀弁護士より直近の凄まじい騒音状況について報告がありました。平成25年6月29日から7月1日未明にかけて、深夜および早朝の飛行が行われ、同年6月30日には午前2時25分という非常識極まりない時間帯に飛行が行われたのです。この3日間の騒音状況は凄まじく、同月29日午後10時から30日午前6時と、30日午後10時から1日午前6時の間に、100dBを超える騒音が計14回発生し、最大値が107.6dBに達しました。このことで、大和市、綾瀬市、町田市等の住民から苦情が殺到しました。これらの事実を報じた新聞記事等を証拠として新たに提出しました。

2 結審について

最後に気になる結審についてです。

平成19年12月に提訴された第4次厚木訴訟ですが、平成25年7月8日、口頭弁論に続いて行われた進行協議期日において、平成25年9月2日に結審することが決まりました。横浜地方裁判所において、約6年間に亘って繰り広げられた攻防ですが、その集大成となる最終準備書面の提出に向け、原告弁護団一同は現在心血を注いでその作成に取り組んでいます。

結審まであと約1か月になりましたが、静かな空を取り戻すために、最後まで一緒に頑張っていきましょう。

訴訟団事務所夏休みのお知らせ

8月						
月	火	水	木	金	土	日
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

# いよいよ結審です

## 結審当日の概要

- と き： 2013年9月2日(月)
- 集合場所： JR桜木町駅前11時集合
- デモ行進： 11時15分出発、隊列を組んで裁判所まで
- 決起集会： 12時00分、裁判所前で支援団体の仲間と共に
- 昼 食： 開港記念会館にて
- 開 廷： 13時30分、前半傍聴者(途中入れ替え予定)  
14時30分～待機原告は、関内ホールにてDVD上映と講演会を予定、閉廷後：記者会見、総括集会、終了後解散

(注) 参加される原告の方は8月23日(金)までに各支部長・訴訟団事務所に申し込んでください。細部については支部長会議で決定後連絡をします。

9月2日第26回口頭弁論(結審)が開かれ、提訴してから5年9ヶ月にわたる裁判もいよいよ結審を迎えることとなります。訴訟団事務所も結審に向けた様々な準備に追われておりますが、皆様方の熱い志に支えられ、今日まで開つてくることができました。なかでも5月9日の現地進行協議(現地検証)では、あの激しいジェット機の爆音を裁判官に聞かせることができました。事務局は結審に向けてあと一息、心緩まずことなく、左記のような取り組みを計画致しました。多くの原告の方が傍聴できるような、途中で入れ替えを予定していますが、傍聴席に限りがありますのであらかじめご了承ください。傍聴に入れなかった皆さんは関内ホールにてDVD上映・講演会などを予定しております。最終口頭弁論が閉廷次第、弁護団も関内ホールに集結し総括と報告集会(記者会見)を行い、解散する予定です。長丁場になりますが四度訴訟横浜地裁での最終口頭弁論となりますが、最後までご協力いただきますようお願い申し上げます。



## 8、24神奈川集会に参加を

15時30分～引地台公園・集会後、デモ行進あり



**オスプレイ拒否・違法爆音を許すな！**  
哨戒機P-1の配備撤回！原子力空母は横須賀から出て行け！  
私たちは、安全で静かな町に住みたい・・・  
協定違反、約束違反はもう許さない・・・

**オスプレイは**  
航空法では、飛行が禁止。しかも訓練は地位協定で認められていないはず。それがまた配備される。  
**哨戒機P-1配備は**  
ジェット機を飛ばさないとの約束違反。早々と飛行中にエンジンを停止。やはり、これも危険  
**基地の爆音**  
テレビも、電話も聞こえない。しかも、夜10時以降も飛行。これは飛行協定違反！

**原子力空母**  
ジョージワシントンが横須賀基地を母港化してから5年。これは小さな原発。事故が起きれば被害は関東一円。原子炉修理を横須賀基地で行うのも約束違反

参加される原告の方は、支部長又は事務局まで、ご連絡下さい。



## 原告団活動日誌

原告団ニュース36号発行以降

6月2日	つなろうフクシマ！さようなら原発集会参加(芝公園)
6月3日	差止め原告 被害陳述書作成
6月5日	県央共闘協大事務局会議参加
6月6日	弁護団会議/全国公害被害者総行動・環境、外務、防衛省交渉参加
6月7日	「行政訴訟原告住民票コピー」弁護団へ送付(67名分) / (NLP延長通告(11日→12日まで延長))
6月10日	進行協議/防音工事一覧表打ち合わせ/オスプレイ対策会議(平和フォーラム)参加
6月11日	平和センター幹事会参加 / (NLP延長通告(12日→14日まで延長))
6月13日	「死亡原告住民票コピー」弁護団へ送付(219名分)
6月15日	差止め原告 被害陳述書作成
6月17日	居住陳述書作成/弁護士打ち合わせ
6月18日	座間防衛事務所 NLP延長・連日の爆音に抗議行動(厚木爆同)
6月20日	(NLP延長通告(14日→24日まで延長)) / P-1エンジン停止に抗議声明
6月21日	第26回支部長会議 / (空母ジョージワシントン試験出港)
6月22日	差止め原告 被害陳述書作成
6月25日	(空母ジョージワシントン入港)
6月26日	(空母ジョージワシントン出港)
6月27日	弁護団会議
6月29日	第5・6次小松基地爆音訴訟原告団総会(メッセージ送付)
6月29日～7月1日	(艦載機による午後10時以降の深夜飛行 ＝最も遅い30日午前2時25分)
7月1日	オスプレイ厚木基地乗り入れ4団体協議 参加
7月3日	居住一覧表打ち合わせ
7月6日	居住状況一覧表作業 / 「コンター一覧表」弁護団へ送付
7月8日	第25回口頭弁論、進行協議、報告集会(波止場会館) 84名参加
7月10日	県央共闘幹事会参加 / 第2次新横浜基地公害訴訟第1回口頭弁論(メッセージ送付)
7月11日	弁護団会議/事務局打ち合わせ
7月12日	オスプレイ要請行動(衆議院議員会館)参加(全国基地訴訟原告団連絡会議)
7月13日	居住状況一覧表作業
7月16日	「新聞切り抜きコピー」弁護団へ送付 / (P-1配備(1機))
7月18日	南関東防衛局 要請行動(自衛隊機P-1のエンジン不具合発生と先日の深夜飛行に抗議) 21名参加
7月19日	弁護団会議
7月23日	事務局打ち合わせ
7月25日	県央共闘協大幹事会参加
7月24日～7月31日	原告団ニュース37号 作成～発送作業

# 7月18日南関東防衛局に抗議

P-1哨戒機に全エンジン停止事故発生！  
深夜飛行にも抗議

四次訴訟団など四団体、配備撤回を申し入れ

記事：山村 充夫



6月20日の新聞報道で明らかとなった海上自衛隊のP-1哨戒機が試験飛行中に全エンジンが停止したという事故に対し、厚木爆同や四次訴訟団、平和運動センター、県央共闘など四団体が7月18日に南関東防衛局へP-1配備の白紙撤回を求めて抗議行動を行いました。

この事故は5月13日に太平洋上で高度1万mから8千mまで、急降下による制限速度を超えた場合に警報が作動するかどうかの試験中に起こったものと防衛省は答弁しました。警報は作動したが速度を制限速度内に戻そうとした際にエンジンが不完全燃焼を起こし、4基の全エンジンが停止したといます。手動で再起動させたところ復帰し、無事着陸できたということですが、一歩間違えば墜落の重大事故となったとことです。

当該飛行機は自衛隊に納入前の量産機ということですが、試作機とはエンジンの形状を変更していたということです。このため試作機を除く量産機は全て運用を停止し、原因究明を行っているといいますが、これに対し抗議団は飛行中にエンジンが停止するような飛行機を厚木基地のような人口密集地には配備するなど要望。しかし防衛省側は原因究明と対策後、地元自治体に説明し、理解を求めると回答しました。住民の安全、不安解消への回答とはとても思えません。

もともとP-1哨戒機は開発段階からビス折れや機体のひび割れなどで配備が1年延長された代物です。ジェット機でもあるため厚木基地へは自衛隊のジェット機は使用しないという46文書に違反するものとして私たち訴訟団や厚木爆同、また支援してくださっている平和団体とともにP-1の配備には反対してきましたが、残念ながら大和・綾瀬の両市が配備を受け入れたため3月29日に2機が配備されてしまいました。その2機は今回エンジントラブルを起こした機体と同じ量産機であり、運用が停止されています。量産機のエンジンの形状変更は整備とコストダウンのためだと説明がありましたが、試作機の長期にわたるエンジン試験ではこのような症状は発生しなかったとのことであり、エンジンの形状変更が原因の疑いが濃いものといえます。もしこのP-1哨戒機が厚木基地周辺で飛行中にエンジントラブルを起こしたらどうなるのでしょうか。人口200万人ともいわれる都市部にも墜落ということが起きたとしたら…考えただけでも恐ろしいことです。米軍艦載機の爆音に悩まされている私たちは、さらに自衛隊機の墜落の恐怖にさらされることになりません。P-1配備は白紙撤回させるほかありません。

## 深夜飛行にも抗議

6月26日に空母が出港し、ようやく艦載機の爆音から解放されるかと思っていたところ、29日の深夜、突如艦載機の爆音が住宅地に響きました。1日未明にかけて計14回の100dBを超える爆音があったといえます。空母着艦資格取得試験(CQ)と思われますが米軍側からは何の説明もなく、司令官が「迷惑をかけた」と謝罪したのみ。この件についても南関東防衛局に抗議を行いました。詳しい説明は得られませんでした。



エンジントラブルを起こした機体と同じ量産機(2機)が厚木基地に配備されている

## 《要請文写し》

2013年7月18日

防衛省南関東防衛局  
局長 丸井 博 殿

厚木基地爆音防止期成同盟  
委員長 大波 修 二  
第四次厚木爆音訴訟原告団  
団 長 藤田 榮 治  
原子力空母の母港化に反対し基地のない  
神奈川をめざす県央共闘会議  
代 表 二見 昇  
神奈川平和運動センター  
代 表 宇野 峰 雪

### 固定翼哨戒機P1のエンジン不具合発生に対する抗議と 厚木基地配備計画白紙撤回申し入れ

去る6月20日、読売新聞に報道された「固定翼哨戒機P1の深刻な不具合」問題は、貴省幹部が「動力部分の不具合が発生し、深刻な事態だ」、とコメントしているように航空機にとっては、「あつてはならない重大なエンジンの不具合である」と受け止めざるを得ない。

この報道を受けて我々は、即日「不具合発生への抗議と厚木基地への配備撤回を要求」する旨の抗議声明を発したところであるが、「固定翼哨戒機P1の安全性」については、開発段階から「リベットの強度不足」や「静強度試験における水平尾翼変形」、「強度試験における主翼や胴体のねじ部分の亀裂発生」等の不具合が頻繁に発生している。

我々はその都度、安全性を危惧し、「不具合内容と対策の明確な情報公開および同機の厚木基地への配備撤回の申し入れ」を行ってきたが、貴職は我々の申し入れに対し耳も貸さず放置したまま現在に至っているが、その挙句が今回の航空機にとって致命的ともいえる「エンジン不具合の発生」である。

我々は、この事態を重く受け止め、改めてエンジン不具合発生の経過と原因究明、事後対策の明確な説明を求めるとともに、P1の厚木基地配備の白紙撤回を申し入れるものである。

なお、本件とは別ではあるが、6月29日から7月1日未明にかけて、空母艦載機の飛行が確認されている。しかも一度だけではなく、100デシベル以上の騒音が14回も測定されている。これは明確な飛行協定違反であり、深夜、すさまじい爆音に睡眠を妨害された住民は怒り心頭に達している。大和市・綾瀬市をはじめとしていくつもの自治体も抗議を行っているが、南関東防衛局としても、このような事がおきないよう嚴重に米軍に対し注意をしていただきたい。

## 記

### I. エンジン不具合発生の経過と原因、対策等について

- 1) 不具合発生から貴省による情報が発表されるまで1ヶ月余も要したのはなぜか。
- 2) 今回の不具合発生時に停止したエンジンは、4基中何基であったのか。
- 3) 通常の運用では想定されない、高高度とはどのような高度か、また通常の運用時における高度とはどのような高度か。その高度差はどのような高度か。具体的な数値で回答されたい。
- 4) 高高度における制限速度を超過した高速度とはどのような速度か。また制限速度とはどのような速度か。具体的な数値で回答願いたい。
- 5) 不具合発生時の該当機(5号機)の飛行高度と推力低下による降下高度はどのような高度であったのか。
- 6) 事故原因と対策内容について、判明次第速やかに公表されたい。
- 7) 対策実施後の対策個所のエンジン単体および航空機としての確認項目と確認手順を開示されたい。

II. P-1の厚木基地配備計画の白紙撤回とP-1開発計即時中止今回の不具合発生は、航空機として致命的な問題であり、住民の安全を守るため厚木基地への配備計画を撤回するとともにP-1開発計画の即時中止を申し入れる。

以上

